

茨城県立医療大学受託研究費取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、茨城県立医療大学受託研究費取扱規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、受託研究の実施について必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の申請)

第2条 規程第5条による申請は、研究委託申請書（様式第1号）によるものとする。

(経費)

第3条 規程第4条第1項第3号に規定する受託研究費は、直接研究に要する経費（以下「直接経費」という）及び直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という）とする。

2 間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。

3 受託研究の委託者が、地方公共団体又は民法第34条に基づく公益法人等である場合は、間接経費を課さないことができる。

(受託研究費の算定)

第4条 受託研究費の算定は、受託研究費算定内訳書（様式第2号）により行なうものとする。

(承認)

第5条 規程第7条第1項における承認の通知は、研究受託承認書（様式第3号）により行なうものとする。

(契約手続)

第6条 規程第7条1項の契約手続は、原則として研究受託契約書（様式第4号）により行なうものとする。

(受託決定の通知)

第7条 学長は、規程第7条第1項の契約手続を終えたときは、第5条の承認書及び前条の契約書の写しを学科長等経由で研究者に送付するとともに、研究受託決定報告書（様式第5号）により茨城県知事（以下「知事」という。）に通知するものとする。

(受託研究費の収入、支出手続等)

第8条 受託研究費の収入及び支出等の手続は、茨城県の財務に関する諸規程に準じて処理する。

2 受託研究費に関する交付金は、学長が指定する金融機関に預け入れるものとする。

(受託研究費の変更)

第9条 研究者は、受託研究費を変更する必要があると認め委託者及び研究者が所属する学科長等の同意を得たときは、受託研究費変更承認申請書（様式第6号）を作成し、学科長等経由で学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、研究・学術メディア委員会の意見を聞き、適当と認められる場合は、受託研究費変更契約書（様式第7号）の作成等必要な手続を行なうもの

とする。

3 学長は、前項の契約を締結したときは、受託研究費変更決定通知書（様式第8号）及び前条の契約書の写しを学科長等経由で研究者に送付するとともに、受託研究費変更決定報告書（様式第9号）により知事に報告するものとする。

（受託研究の結果報告）

第10条 研究者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（様式第10号）に受託研究成果報告書（様式第11号）を添付し、学科長等を経由して学長に報告しなければならない。

2 学長は前項の報告を受けたときは、受託研究完了報告書（様式12号）に受託研究成果報告書を添付し、委託者並びに知事に報告するものとする。

（受託研究費の返還）

第11条 規程第8条第2項の規定により受託研究費を返還するときは、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。

（その他）

第12条 この細則に定めるものの他、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年7月21日から施行する。

この細則は、平成17年2月8日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。